

14 災害時応援協定
(9) 給水

給水援助協定書

長野県公営企業管理者職務執行者 長野県企業局長 小池康雄(以下「甲」という。)と上田市長 竹下悦男(以下「乙」という。)は、災害等非常時における相互給水援助について、次のとおり協定する。

(給水援助の範囲)

第1条 甲及び乙は、災害等非常時においては、それぞれの給水区域内における給水に支障のない範囲内で相互に給水援助するものとする。

(給・受水の地点)

第2条 甲及び乙が相互に行う給水援助地点は、上田市大字上田原字南原1365番地に乙が設置した流量計ピットとする。

(給水の手続)

第3条 甲及び乙は、給水を受けようとするときは、速やかにその理由を明記した給水依頼書により相手方に給水を依頼し、承諾を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により依頼することができる。

(経費の負担)

第4条 給水援助に伴う経費は、受水者が負担するものとする。

(補則)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各自1通を所持する。

平成10年2月2日

甲 長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 小池康雄 印

乙 上田市長 平尾哲男 印